

【薩摩川内市中心市街地出店支援補助金】
中心市街地の空き屋に新規出店される方が
支払った店舗の整備費用を補助します

薩摩川内市では、中心市街地の空き店舗へ新規出店される方に、店舗の整備費用を補助する制度を設けています。

※すべての工事(解体工事を含む)に着手する前にご相談ください。

補助対象者の要件 ※以下のすべてを満たす中小企業などが対象です

- 中心市街地内に所在する道路に面している空き店舗を改修して新規出店すること
- 申請する日の属する年度の3月31日までに店舗等の利用を開始すること
- 午前7時から午後7時の間において3時間以上営業し、かつ、1月あたりの営業日数が20日以上であること
- 2年以上の継続的な事業活動を計画していること
- その他の補助制度を活用していないこと
- 市税等の滞納がないこと

- **対象外となる業種がありますのでHPをご確認ください。**
- 「中心市街地」とは、東向田町、西向田町、向田本町、神田町、若松町、東開聞町、西開聞町、横馬場町、鳥追町、白和町、平佐町の一部、平佐一丁目を指します。
- 「空き店舗」とは、申請時点において継続して3か月以上使用されていない店舗等を指します。
- 既に中心市街地内で実施されていた事業の移転、または閉店後1年以内の再出店は対象外です。

補助対象経費

- 内外装費…建物内部の床・壁・天井・建具、外壁にかかる工事
- 空調・照明設備費…空調設備や照明設備にかかる工事
- 水回り改装費…台所・トイレ・手洗い場にかかる工事

【下記は補助の対象になりません】

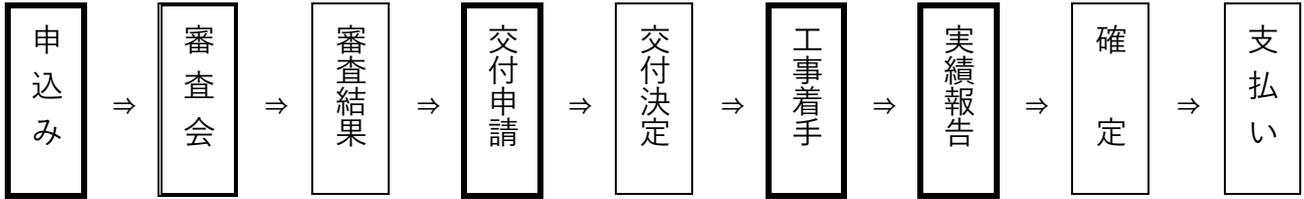
什器、備品、消耗品／住居部分など、事業用に供さない部分にかかる工事／新築・増築工事／補助対象者自身で施工する場合の資材等の購入費用

補助率と上限額

補助率：補助対象経費の2分の1（千円未満切り捨て）

補助上限額：1事業者につき50万円（1回限り）

申請の流れ



工事着手前に、申込みを行い、審査会を経て採択を受ける必要があります。

工事着手後の申込みは、補助の対象になりませんのでご注意ください。

提出書類

- 補助金申込書
- 事業計画書（様式第2号）
- 収支予算書（様式第3号）
- 月次資金繰り計画表
- 個人事業主、法人、その他団体の証明書類
 - 個人の場合：住民票の写し（同意書を提出する場合不要）
 - 法人の場合：登記事項証明書（コピー可、6か月以内に発行されたものに限る）
 - その他団体の場合：定款のコピー
- 店舗の場所（事業の実施場所）がわかる位置図
- 工事を行う建物の登記事項証明書（コピーでも可）
- 賃借の場合：建物の賃貸借契約書のコピー及び工事にかかる貸主の承諾書
- 工事にかかる見積書（明細が分かるもの）
- 工事箇所及び内容が分かる図面
- 施工前の店舗外観及び施工箇所の写真
- 市税等の滞納がない証明書（同意書を提出する場合不要）
- 同意書(同意により住民票の写し・市税等の滞納がない証明書の提出不要)
- その他必要書類

※必ず申請要領（市HP掲載）を確認してください。

申請期限

令和6年12月13日（金）まで（必着）



問合せ先 薩摩川内市役所 経済政策課 経済グループ
0996-23-5111（内線 5751～5753）

